

「入国前結核スクリーニング」制度について
2025 年 9 月日本語教育プログラムに出願されるフィリピン／ネパールの国籍を有する方

1. 「入国前結核スクリーニング」とは

2025 年度から新たに開始される「入国前結核スクリーニング」とは、日本の外務省が指定する対象国の国籍を持つ、日本に入国・中長期間在留しようとする者に対して、結核を発病していないことを証明する資料（結核非発病証明書）の提出を求める制度です。制度の詳細については、厚生労働省の[入国前結核スクリーニング特設ページ](#)をご覧ください。



2. 対象者

本スクリーニングの対象となるのは、フィリピン、ネパールの国籍を有し、当センターの日本語教育プログラムへ入学が許可され、在留資格「留学」を申請する方です。

3. スケジュール

合格発表（2025 年 5 月 21 日）後の入学手続きの際に、結核非発病証明書の提出が必要です。そのため、すみやかに手続きが行えるよう[入国前結核スクリーニング特設ページ](#)で指定健診医療機関などの情報を確認してください。合格者の具体的な手続きは合格発表の後にお知らせします。

以 上

早稲田大学日本語教育研究センター